

# 二重ローン (新聞記事)

# 返済猶予中無利子に

## 被災者の住宅ローン

菅政権検討

菅政権と民主党は、東日本大震災で被災した人の住宅ローンを返済猶予中は無利子にする検討に入った。猶予中に利子がたまり、猶予終了後の返済負担が重くなるのを防ぐため。第2次補正予算案に盛り込み、「二重ローン」対策の第1弾として打ち出す構えだ。

被災地の県ごとに利子分を1検討している。対象は震災を補う基金をつくり、その前に借りた住宅ローンで、に国が資金を出す案などを「政府系の住宅金融支援機構

- 主な「二重ローン」対策案
- 【第1弾】(第2次補正予算に盛り込む方針)
    - ▽個人向け
      - ・返済猶予中の住宅ローンを無利子にする
    - ▽企業向け
      - ・国が全額保証し、政府系金融機関が無利子・無担保で新規融資をする
  - 【第2弾】
    - ▽個人・企業向け
      - ・金融機関の税を軽減し、住宅ローンや個人事業主向けローンの返済免除を自己破産せずに受けられる仕組みを検討(金融庁・国税庁)
      - ・公的機関が返済困難なローンを金融機関から買い取り(全銀協などが提案)

のローンのほか、銀行や信用金庫などの民間金融機関のローンも含める。

金融機関は震災後、ローンの支払いが困難な被災者に対し、元本と利子の返済を当面猶予している。ただ、猶予中も利子がかか

### 追加対策も準備

「第1弾」だけでは足りないため、政権内などではさらなる対策案も検討されている。

金融庁は、自己破産しなくても震災前の住宅ローンの返済免除を受けやすくする仕組み作りを進めている。さらに、個人事業主向

の、猶予期間が長引けば利子を含めた支払総額が膨らむ。このため、無利子にして返済負担を軽くする。

一方、中小企業には事業再開に必要な資金に限り、政府系金融機関が無利子・無担保で貸し出す制度をつくる。国が全額保証し、審査も簡素化する。震災前の融資の返済猶予を受けたまま借りのことができるようにして復旧を支援する。

菅政権は住宅ローン、中小企業向け融資の先行対策を6月中にまとめ、第2次補正予算案に盛り込む。

け融資でも返済免除を受けやすくする検討も始めた。一般的には返済免除を受ける時は自己破産が多い。このため、金融機関に対して税を優遇することにして「自己破産なしでの返済免除」を促す方向で、国税庁と協議している。法務省な

どは、新たに家や工場を建てたり、機械を買ったりする時、返済免除を受けても新規融資を受けられる法整備も議論している。

菅政権や民主党は全国銀行協会の提案を受け、公的機関が返済困難になった融資や担保不動産などを買い取る仕組みも検討している。金融機関の不良債権を減らす狙いだ。買い取り機関に中小企業への出資や新規融資ができる機能を持たせる案も出ている。

(千葉卓朗、大平夢)

## 「二重ローン」月内に救済策

枝野幸男官房長官は24日の衆院東日本大震災復興特別委員会で、被災した個人や企業が震災前の借り入れに加えて新たな債務を抱える「二重ローン」問題の救済策を月内に示すことを明らかにした。金融機関による返済免除を後押しするため、税制上の優遇措置など

の仕組みを盛り込む。

枝野長官は「金融機関が

税制上、資本上、(返済免

除による)損失処理をしや

すくするよう検討を急いで

いる」と述べた。現行制度

では、自己破産していない

のに金融機関が債務を免除

すると、免除額に応じた税

## 税優遇など債務免除促進

を取る方向となった。  
一方、政府内では公的な基金を設立して負担軽減に役立てる案も検討。具体的には、基金が企業や個人の債務の利子を補給する案があるほか、基金が金融機関から中小企業向け債権を買い取って債権放棄し、代わりにその企業の株式を取得する「債務の株式化」を行う案などが出ている。



被災者が抱える既存のローンが復興の足かせになりかねない(8日、岩手県大槌町で)

# 二重ローン軽減 難題山積

## 公平性の維持 ■ 費用負担の調整

政府は東日本大震災で被災した企業や個人が、既存の借入に上乗せした新たな借入を「二重ローン」問題の対策に乗り出した。被災者の生活や事業の早期再建を支援するためには、負債の軽減が欠かせないためだ。ただ、過去の災害時に取られた対策とのバランスをどうとるか、債務軽減のための費用を国や金融機関がどう負担するかなく、難題も多い。(日塚光彦、関根晃次郎)

### 被災地向け 政府が対策へ

■貸出残高3兆円  
金融庁の調査では、民間金融機関が被災した沿岸部の本支店で抱える貸出残高は少なくとも約7兆8000億円に達する。岩手、宮城、福島、津波で浸水した地域と東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロ以内の警戒区域にある民間金融機関だけで約1兆9000億円となる。ただ金額は概算で、調査対象を広げれば残高はさらに膨らむ見通しだ。  
金融機関はローンの支払

い猶予に応じているが、仕事を失ったり、事業ができなくなった被災者の多くは借金返済のメドが立たない。今後の本格的な復興には、住宅や事業所、工場などの再建に新たな資金が必要になる。政府系金融機関などが低利融資を始めたが、被災地では「新たなローンは組めない」との声が上がっている。

■基金や債権放棄  
政府や地方自治体からは様々な支援策が浮上している。このうち有力視されているのが、政府や自治体、金融機関が出資して基金(ファンド)を作る構想で、岩手県は1兆円規模の基金の創設を提唱している。住宅ローンの支払いを猶予しても元本と利子は残り、負担は軽くなる。このため基金が既存のローンの利子を負担する案だ。

### 政府などが検討中の主な二重ローン対策

- 個人**
  - 返済猶予中の住宅ローンへの利子補給
  - 新規ローンを無利子に
  - 国による土地の買い上げ
- 事業者**
  - 金融機関が債権放棄しやすい環境整備(債権放棄の指針整備など)
  - 国などが出資する基金による債権の買い取り

民間金融機関に個人向けローンの債権放棄を促す案もある。これまでも企業向けの債権放棄は私的整理ガイドライン(指針)に沿って行われているが、金融庁は個人向けにも適用できるガイドラインを作る方針だ。破産していない債務者に対して債権放棄した場合も、金融機関に税制上の優遇措置を認める方向だ。  
事業者に対しては、基金(事業再生ファンド)が金融機関から債権を買い取り、株式として保有する債務の株式化が検討されている。

■議論難航か  
政府は一連の対策を6月上旬にもまとめ、2011年度第2次補正予算案に盛り込む方針だが、議論が難航するおそれもある。  
例えばローンを組まずに住宅を購入したり、他の災害や火災などで家を失ったりした人の公平さをどう保つかも課題となる。また、政府は阪神大震災の際、金融機関に債権放棄を促す措置はとっていない。自己資金で地震保険に加入する意欲を損なうとの声もあり、政府はこれまで支援すべきか、難しい判断を迫られる。

基金による債権買い取りについても、事業再生がうまくいかなければ損失が生じ、政府や金融機関の負担が膨らむ。  
さらに、債権を買い取る条件を巡っては、金融界は震災前の簿価を基準とした「適正な価格」での買い取りを求めている。担保である地価が値下がりした震災後の価格で売れば、貸し手の損失が拡大しかねないためだ。関係者間の調整の行方が今後の焦点となる。

# 債権放棄を優遇

## 二重ローン 金融機関の法人税軽減

政府・民主党は31日、東日本大震災の被災者の「二重ローン」対策として、被災者の住宅ローン債権を放棄した金融機関に対し、法人税を軽減する方針を固めた。金融機関と個人が話し合いで債務を減免する「私的整理」をやりやすくすることで被災者の生活再建を後押しする。全国銀行協会などに対し、個人向け債権放棄の手続きなどを定めた「私的整理ガイドライン」の作成も求める。今後金融庁や国税庁との調整を経て正式決定する。

抱える被災者や個人事業者で、収入などの面から債務を免除すれば生活再建が進む可能性があると判断した場合に適用する。私的整理に適用する。金融機関が債権を放棄すれば、放棄額の一定割合を法人税の課税対象額から差し引く。金融機関にとっては債権放棄にかかるコストが減るため、放棄がしやすくなる。

従来、金融機関が自己破産などの「法的整理」を経ずに個人向けの債権を放棄した場合、顧客への利益供与とみなされ、税制優遇措置を受けられなかった。法人向けではすでに同様の制度があり、政府・与党は適用対象範囲を個人に広げることで、被災者支援の拡充を図る。

【田所柳子、小山由宇】

権を放棄すれば、放棄

額の一定割合を法人税

の課税対象額から差し

引く。金融機関にとっ

ては債権放棄にかかる

コストが減るため、放

棄がしやすくなる。

従来、金融機関が自

己破産などの「法的整

理」を経ずに個人向け

の債権を放棄した場

合、顧客への利益供与

とみなされ、税制優遇

措置を受けられなかっ

た。法人向けではすで

に同様の制度があり、

政府・与党は適用対象

範囲を個人に広げるこ

とで、被災者支援の拡

充を図る。

【田所柳子、小山由宇】